

福祉教育委員会資料

豊橋市歯科口腔保健推進計画（第2次）
（令和6年度—令和17年度）
（案）

令和5年12月
健康部 健康増進課

目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 豊橋市の現状

- 1 人口の状況
- 2 医療の状況
- 3 歯科保健の状況

第3章 豊橋市歯科口腔保健推進計画（第1次）の総括

- 1 最終評価

第4章 計画の目指すもの

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 計画の体系

第5章 基本方針別計画

基本方針1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援（ライフコースアプローチ）

- (1) 乳幼児期における健全な歯と口腔機能の育成
- (2) 学齢期におけるむし歯、歯肉炎の予防と口腔機能の育成
- (3) 妊産婦における歯周病とむし歯の予防
- (4) 成人期における歯周病、オーラルフレイルと歯の喪失予防
- (5) 高齢期におけるオーラルフレイルと歯の喪失防止

基本方針2 定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

- (1) 障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者における受診したいときに受診できる環境づくり
- (2) 必要とするすべての人に、口腔の健康状態を改善するための支援を提供

基本方針3 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

- (1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発
- (2) 歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上
- (3) 災害時の歯科口腔保健対策

第6章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理

資料編

第

1

章

はじめに

はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年度に策定した「豊橋市歯科口腔保健推進計画」により、生涯にわたる歯と口の健康の保持増進を目指し、歯科口腔保健を推進してまいりました。

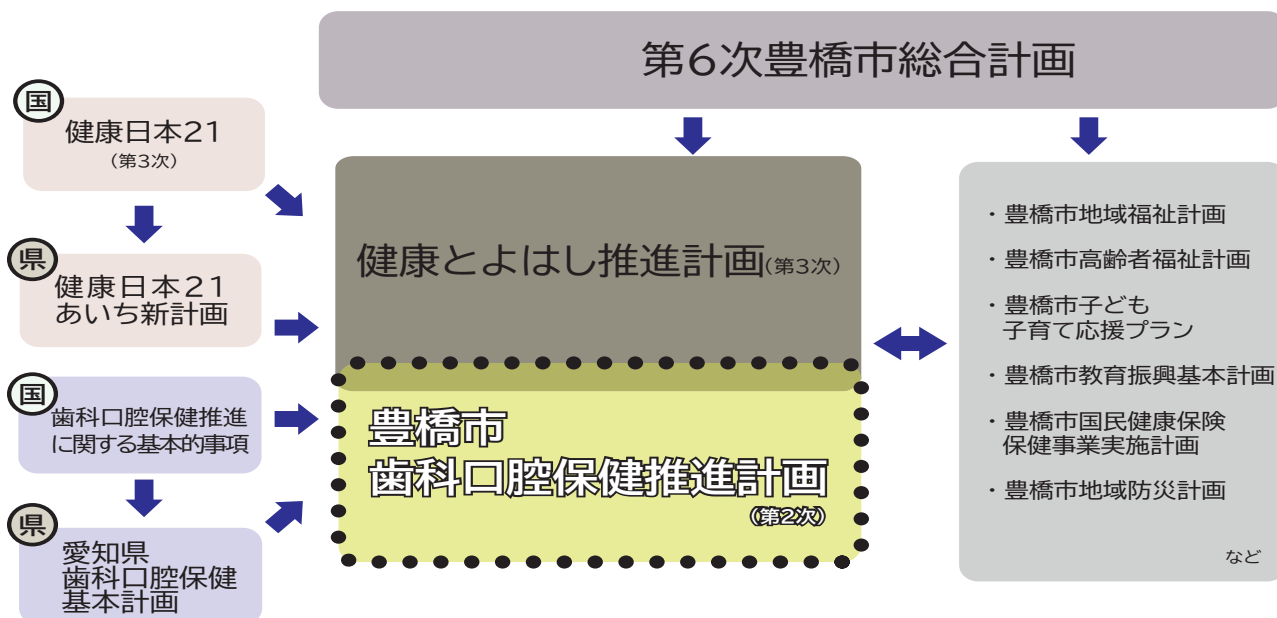
歯と口の健康は、健康で質の高い生活を営む上での基礎となっており、健康的な食生活をはじめ、社会生活の質にも影響を与えます。人生100年時代を健やかに暮らしていくために、歯科口腔保健の推進においては市民一人ひとりの主体的な取り組みが必要であり、その取り組みを支える行政、関係団体等が一丸となり取り組んでいくことが必要です。

そこで本市では、豊橋市歯科口腔保健推進条例に基づき、国及び愛知県の計画等を踏まえ社会情勢の変化に対応した新たな豊橋市歯科口腔保健推進計画（第2次）を策定します。



2 計画の位置づけ

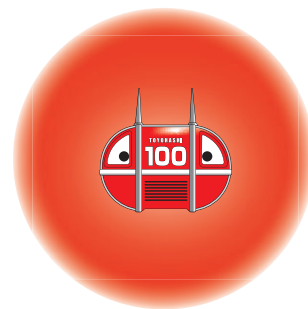
本計画は、「豊橋市歯科口腔保健推進条例」第8条に基づき、「第6次豊橋市総合計画」を上位計画とし、「健康とよはし推進計画（第3次）」をはじめとする関連計画とも整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とします。健康とよはし推進計画の計画期間と合わせ、計画策定後、6年目の令和11（2029）年度を目途に中間評価を行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
豊橋市 歯科口腔保健推進計画	第1次	第2次 R6 ~ R17											次期	
						中間 評価								
健康とよはし推進計画	第2次	第3次											次期	
(国) 歯科口腔保健の 推進に関する基本的事項	第1次	第2次											次期	
(県) 愛知県 歯科口腔保健基本計画	第1次	第2次											次期	
第6次豊橋市総合計画	第6次								第7次					



豊橋市



第 2 章

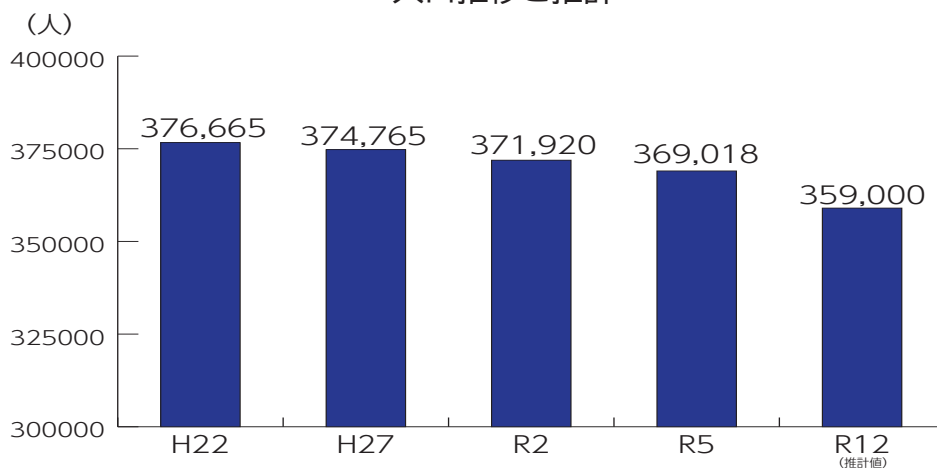
豊橋市の現状

豊橋市の現状

1 人口の状況

本市の人口は、平成 22 年をピークに、その後減少し令和 5 年には 369,725 人になりました。令和 12 年には約 359,000 人にまで減少すると推計されています。

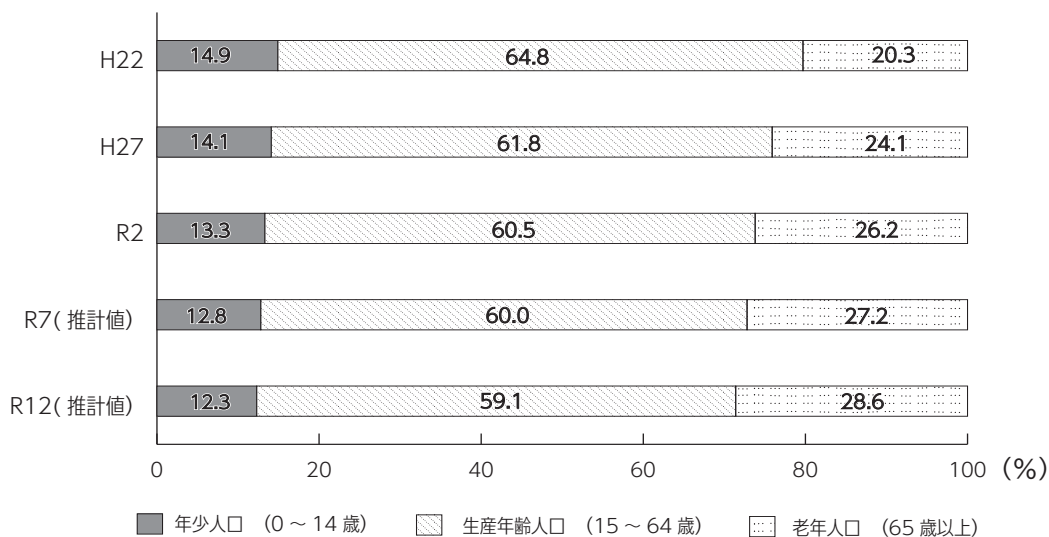
人口推移と推計



資料：国勢調査 令和 5 年は令和 5 年 10 月 1 日時点の人口（行政課）
令和 12 年は第 6 次豊橋市総合計画人口推計による推計値

年齢階級別人口は、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少していく一方、老年人口（65 歳以上）の割合は増加し続け、令和 12 年には、およそ 3.5 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

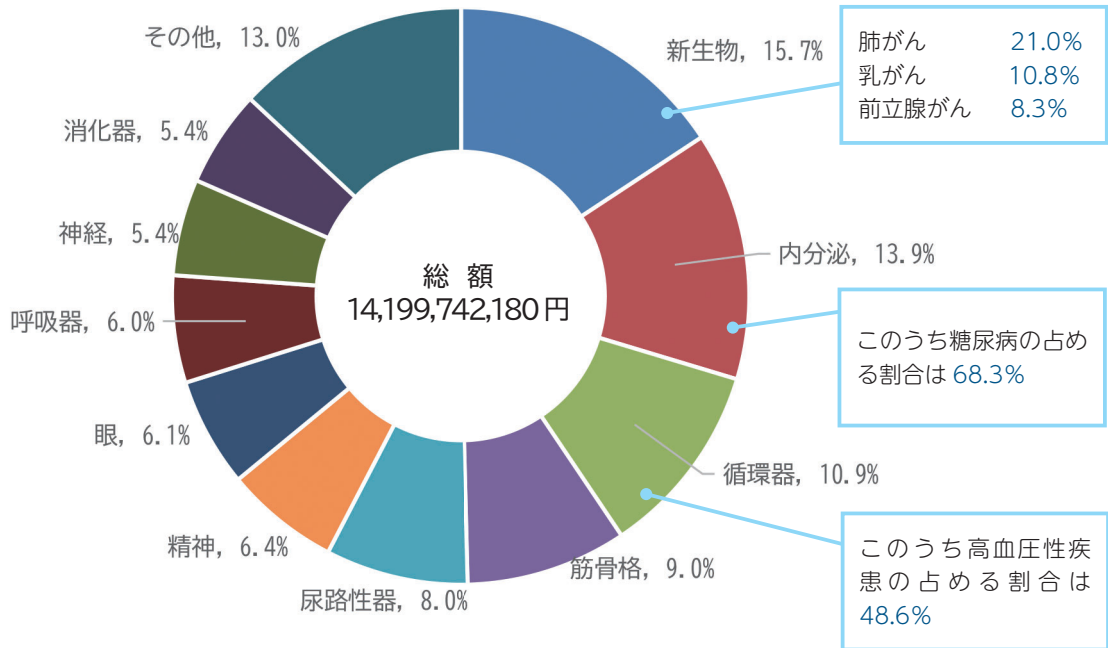
年齢階級別（3 区分）人口構成比の推移と推計



資料：国勢調査 令和 7・12 年は第 6 次豊橋市総合計画人口推計による推計値

2 医療の状況

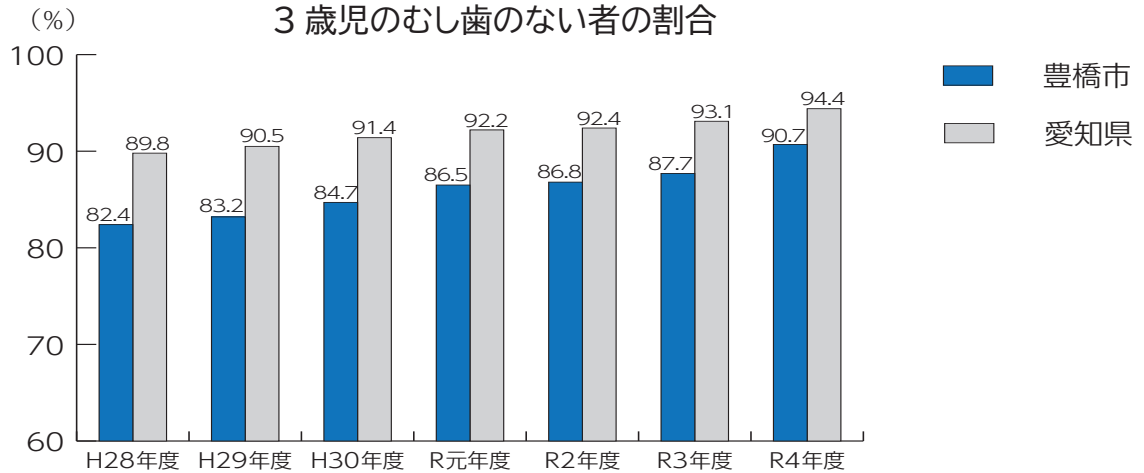
大分類別医療費の内訳（外来）



資料：国保データベース（KDB）システム（R4年診療分）

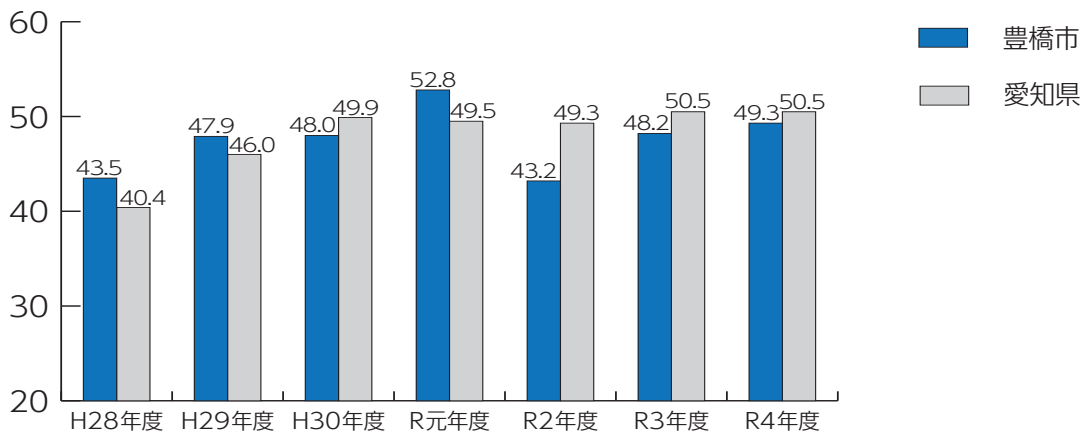
3 歯科保健の状況

3 歳児のむし歯のない者の割合



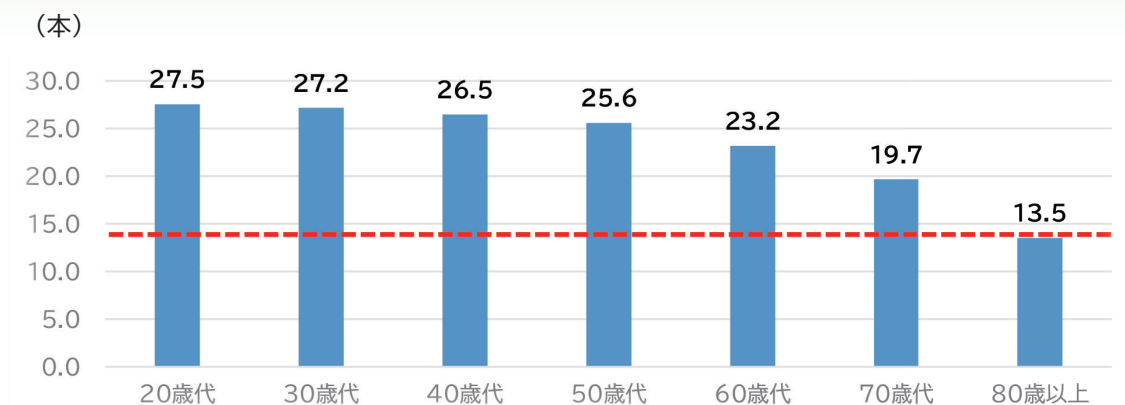
資料：3歳児歯科健康診査（豊橋市）地域歯科保健業務状況報告

40歳で歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合



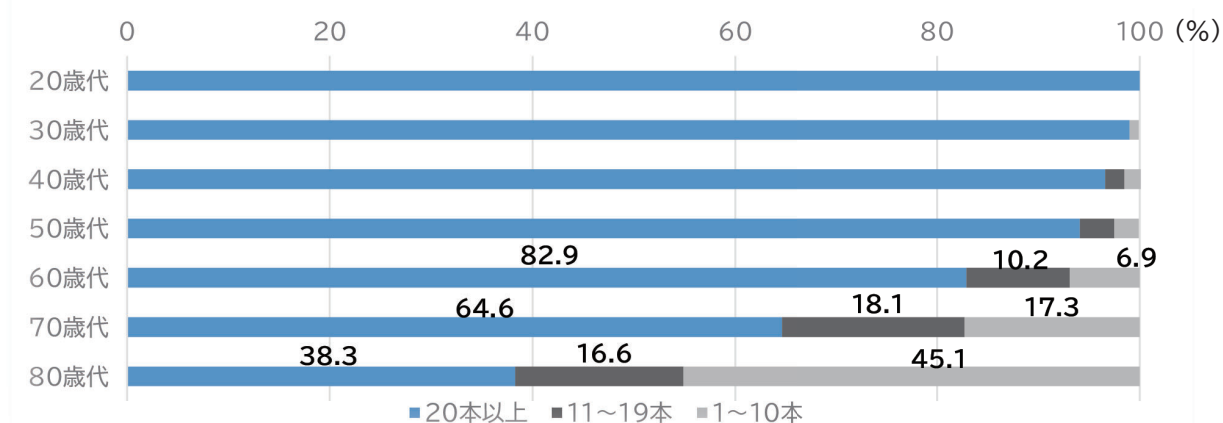
資料：歯周病検診（豊橋市）地域歯科保健業務状況報告

年代別歯の平均本数



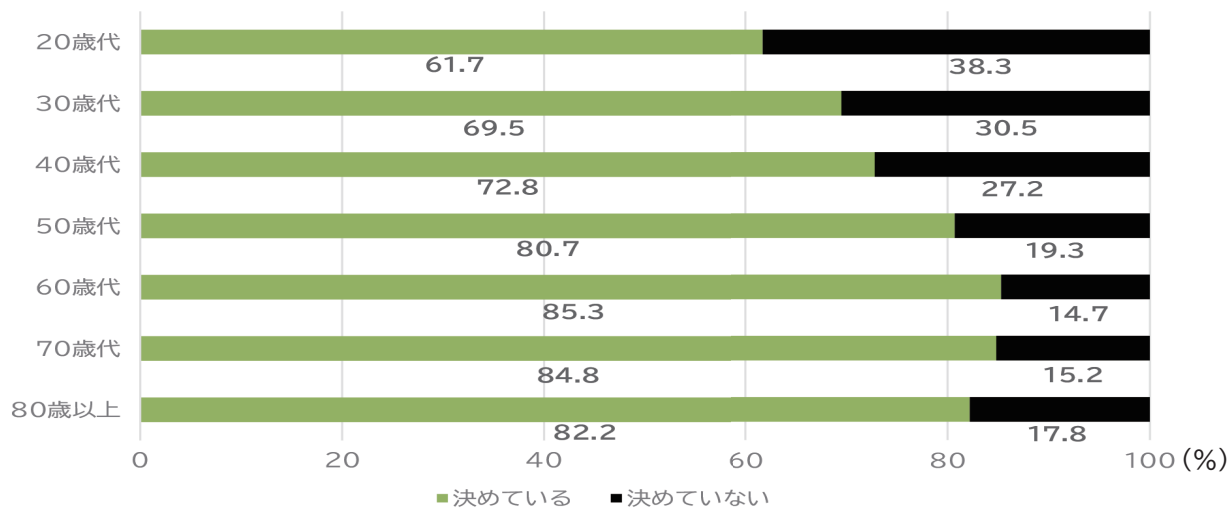
資料：令和4年度 健康づくりに関するアンケート

年代別歯の残存数別割合



資料：令和4年度 健康づくりに関するアンケート

かかりつけ歯科医を決めている割合



資料：令和4年度 健康づくりに関するアンケート

第 3 章

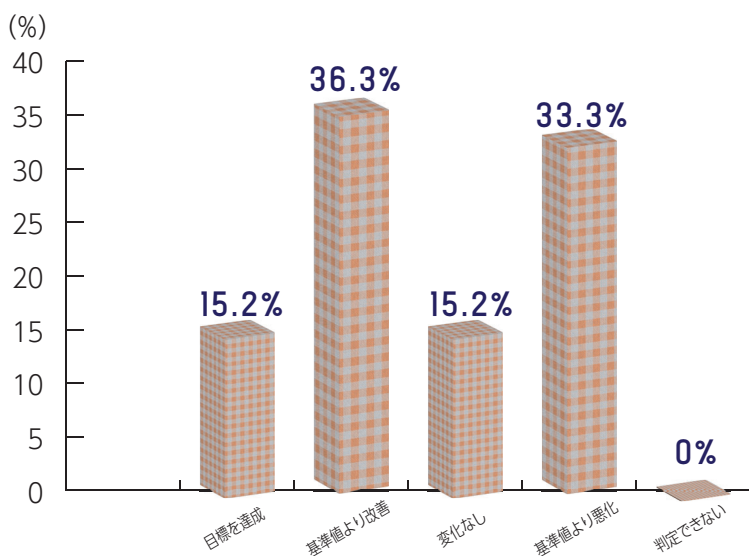
第1次の総括

豊橋市歯科口腔保健推進計画（第1次）の 総括

1 最終評価

計画目標の達成状況

判定	判定基準	目標達成率	指標数 (33)	割合
A	目標を達成	100%以上	5	15.2%
B	基準値より改善	5%以上 100%未満	12	36.3%
C	変化なし	-5%以上 5%未満	5	15.2%
D	基準値より悪化	-5%未満	11	33.3%
E	判定できない		0	0.0%



目標値に達した
+ 改善傾向にある

51.5%

悪化している

33.3%



(1) 乳幼児期における健全な歯と口の育成

目標項目		目標	基準値 H28年度	R4年度	達成状況	
①	3歳児のむし歯のない者の割合の増加	3歳児	90%	82.4%	90.7%	A
②	保護者による仕上げみがきがされていない 1歳6か月児の割合の減少	1歳6か月児	5%	6.3%	5.6%	B
③	3歳児で不正咬合が認められる者の割合の減少	3歳児	10%	16.0%	20.1%	D
④	フッ素洗口を実施している施設の割合の増加	保育園・幼稚園 認定こども園 小学校	100%	83.6%	58.6%	D
⑤	むし歯が感染症であることを知っている保護者の 割合の増加	4か月児の保護者	100%	90.6%	95.6%	B
⑥	2歳児歯科健康診査受診率の向上	2歳児	65%	57.0%	51.9%	D

現 状

- ・ むし歯のない者の割合は、目標値を達成したが、不正咬合が認められる3歳児の割合は悪化
- ・ むし歯が感染症であることを知っている保護者の割合は改善傾向にある
- ・ 感染症拡大等の社会情勢の変化により、フッ素洗口を実施している園の割合及び2歳児歯科健診受診率が悪化

主な取り組み

【 行 政 】

- ・ 歯科健診時に、仕上げみがきの重要性やおやつについてのリーフレットを活用し、口腔衛生、口の発達についての保健指導を実施
- ・ 母子健康手帳交付時に、口腔衛生について指導や啓発を実施
- ・ 不正咬合を含めた歯科疾患の予防のために、歯と口の発達に合わせた健康教育を実施

【地域・団体】

- ・ 歯科健康教育や保健指導、相談を一部の園で実施
- ・ 園で使用できる保健指導用媒体の作成を実施

課 題

3歳児のむし歯のない者の割合は増加傾向にありますが、感染症拡大等の社会情勢の変化により、フッ素洗口を実施する施設割合が減少したため、今後のむし歯抑制効果への影響について注視していくとともに実施施設を早期に回復する必要があります。

(2) 学齢期におけるむし歯と歯肉炎の予防

目標項目		目標	基準値 H28年度	R4年度	達成状況	
①	学校歯科医の支援のもと、歯・口に関する健康教育を実施している小学校の割合の増加	小学校	100%	92.3%	78.8%	D
②	小学校3年生における第1大臼歯がむし歯でない者の割合の増加	小学3年生	95%	90.7%	92.9%	C
③	中学1年生のむし歯のない者の割合の増加	中学1年生	77%	74.7%	83.3%	A
④	中学3年生で歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	中学3年生	5%	6.7%	3.8%	A
⑤	むし歯が感染症であることを知っている者の割合の増加	小学生	50%	33.5%	40.7%	B
		中学生	50%	23.6%	32.3%	B
		高校生	50%	24.8%	35.1%	B
⑥	甘いおやつを1日3回以上食べる者の割合の減少	小学生	5%	7.9%	12.0%	D
		中学生	5%	9.3%	11.6%	D
		高校生	5%	12.9%	10.4%	B
⑦	フッ素洗口を実施している施設の割合の増加(再掲)	保育園・幼稚園 認定こども園 小学校	100%	83.6%	58.6%	D

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ むし歯のない者の割合や歯肉に炎症所見を有する者の割合は目標値をほぼ達成 ・ 感染症拡大等の社会情勢により、フッ素洗口を実施している施設の割合及び健康教育を実施している学校の割合が減少 ・ むし歯が感染症であることを知っている者の割合は改善傾向 ・ 甘いおやつを1日3回以上食べる者の割合は、小・中学生が増加
主な取り組み	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座や学校保健委員会で、特に第1大臼歯の役割や、むし歯、歯肉炎予防における有効な歯みがき方法について保健指導や健康教育を実施 ・ 小学3年生を対象に「みんなの歯のノート」を配付し、歯と口の健康について啓発 <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校歯科医研修会の実施、保健指導用媒体の作成、歯科健診時に口腔衛生指導の実施
課題	<p>感染症拡大等の社会情勢の変化により、フッ素洗口を実施する施設割合が低下したため、今後もむし歯予防への影響について注視していくとともに実施校を早期に回復する必要があります。</p>

(3) 成人期【妊産婦含む】における歯周病と歯の喪失予防

目標項目		目標	基準値 H28年度	R4年度	達成状況	
①	歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合の減少	20歳代	30%	43.0%	35.8%	B
		40歳代	30%	43.5%	49.3%	D
②	過去1年間に 歯科検診を受診した者の割合の増加	20歳代	60%	42.5%	47.4%	B
		30歳代	60%	58.8%	58.1%	C
		40歳代	60%	50.8%	58.9%	B
		50歳代	60%	54.1%	58.7%	B
③	妊産婦歯科健康診査受診率の向上	60%	47.2%	50.2%	B	

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合は、20歳代は改善傾向にあるが、40歳は悪化 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合は、30歳代では若干減少したが各年代及び妊産婦は増加
主な取り組み	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業における出前講座や市内大学祭にブースを出展し、歯周病における喫煙や糖尿病などの全身疾患との関連についての正しい知識の普及・啓発を実施 歯周病検診未受診者に対し未受診者勧奨を実施 定期的な歯科検診・歯科保健指導などの受診勧奨を実施 <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦に対する口腔衛生に関する啓発を実施 医・歯・薬連携による糖尿病重症化予防プログラムのモデル事業実施
課 題	<p>歯周病と全身疾患等との関連に関する知識は高まっているが、歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合が40歳で悪化がみられることから、歯科疾患予防とともに早期からの口腔機能保持についてさらなる啓発に取り組む必要性があります。</p>

(4) 高齢期における歯の喪失防止

目標項目		目標	基準値 H28年度	R4年度	達成状況	
①	歯周炎を有する者の割合の減少	60歳	45%	60.5%	58.6%	C
②	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	60歳代	75%	61.4%	63.4%	C
		70歳代	75%	67.9%	59.7%	D
③	80歳で20本以上自分の歯を持つ人の割合の増加	80歳	50%	30.6%	38.4%	B
④	口腔機能の低下が肺炎などの原因になることや、口腔機能の低下を防ぐことが介護予防につながることを知っている者の割合の増加	60歳以上	85%	76.6%	75.3%	C

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 60歳で歯周炎を有する者の割合は横ばい 年1回の歯科検診を受診した者の割合は、60歳代では若干増加したが、70歳代では悪化 80歳で20本以上自分の歯を持つ人の割合は改善傾向にあるが、口腔機能の低下による弊害について知っている割合は横ばい
主な取り組み	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> オーラルフレイル予防対策として、リーフレットを作成し事業所や市内歯科医療機関等に配布し啓発を実施 口腔機能の維持など介護予防のため、「シニアのための食とお口の健康講座」や「ほの国体操リーダー養成講座」の中で口腔体操等を実施 76歳を対象に口腔機能評価を含めた後期高齢者歯科健診を開始 <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検診や治療時における歯科保健指導を実施 歯と全身疾患に関する効果的な医療サービスを提供するため、病診連携を実施
課 題	<p>口腔機能を低下させないため、定期的な歯科検診受診を推進していく必要があります。また、オーラルフレイルに関する認知度が低いことが懸念されます。</p>

(1) 障害者(児)・要介護高齢者・在宅療養者 における受診したいときに受診できる環境づくり

目標項目		目標	基準値 H28年度	R4年度	達成状況
①	障害福祉サービス事業所（入所）における定期的な歯科検診実施率の増加	80%	66.7%	50.0%	D
②	障害福祉サービス事業所（通所）における定期的な歯科検診実施率の増加	70%	62.5%	11.8%	D
③	介護老人福祉施設における定期的な歯科検診実施率の増加	80%	64.3%	80.0%	A
④	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等で入所者の口腔管理を行っている施設数の割合の増加	90%	78.4%	97.1%	A

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設での定期的な歯科検診実施率、口腔管理を行っている施設数は目標値を達成したが、障害福祉サービス事業所における定期的な歯科検診実施率は悪化
主な取り組み	<p>【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設職員を対象に、口腔ケアや口腔機能維持に関する研修会を実施 <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関を対象に、障害者及び要介護者の検診や治療技術向上を図る研修会を実施
課 題	<p>感染症拡大等の社会情勢の変化により、施設においては緊急時の治療・処置以外の実施が困難であり、定期的な歯科検診は中止となりました。今後も引き続き、口腔衛生について格差のない支援対策に努める必要があります。</p>

(1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ歯科医を持ち、歯と口の健康習慣を継続して行う市民の意識向上を図るため、「歯と口の健康週間」や「いい歯の日」などイベントを通じ啓発を実施 ・ 歯と口の健康づくりに携わる保健・医療従事者などに対して、研修会などを実施することにより、知識や技術の習得・人材の掘り起こしなどを図り、人材確保及び資質向上に努めた ・ 新たな歯科保健事業の開始に伴い、実践マニュアル等説明会を随時開催
<p>課題</p>	<p>感染症拡大等の社会情勢の変化により、イベント開催が中止または縮小されるなど十分な啓発が実施出来なかったため、今後は対面での啓発再開やオンラインの有効活用など、啓発の手法や内容の改善に努める必要があります。</p>

(2) 歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯と口の健康づくりに携わる保健・医療従事者を対象に、知識や技術の習得を図るため、口腔保健支援センター研修会を開催 ・ 新たな歯科保健事業の開始に伴い、実践マニュアル等説明会を随時開催
<p>課題</p>	<p>感染症拡大等の社会情勢の変化により、研修会が中止または縮小されるなど十分な支援が実施出来なかったため、今後は対面での再開やオンラインの有効活用など、研修会の手法や内容の改善に努める必要があります。</p> <p>また、歯科医師の高齢化、歯科衛生士等従事者の人的資源不足のため、訪問診療の実施が困難となることが懸念されていることから、さらなる人材確保及び資質向上に努める必要があります。</p>

(3) 災害時の歯科口腔保健対策

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向けに配布している”防災ガイドブック”に、非常持出しとして口腔衛生用品（歯みがき用具等）を掲載し広報を実施 ・ 避難所生活でも健康を維持できるように、口腔ケア等の実施について避難所運営マニュアルに記載し、防災訓練を実施
<p>課題</p>	<p>南海トラフ地震など大規模な災害に備えるため、平常時から実施している取り組みを継続するとともに、医療関係者や関係団体との密接な連携、情報共有、いわゆる“顔の見える関係”構築に努める必要があります。</p>

第

4

章

計画の目指すもの

計画の目指すもの

1 基本理念

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進

～自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指して～

自分の歯と口でおいしく食べること、楽しく話すことは重要なことであり、生活の質（QOL）の向上につながるため、すべての市民が歯と口の機能を維持し、健やかな生活ができる持続可能な社会を実現する必要があります。

そこで、本市では生涯にわたる歯と口の健康の保持増進を実現することを目指します。

3 すべての人に
健康と福祉を



2 基本方針

1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じた ライフステージごとの切れ目のない支援 (ライフコースアプローチ)

幼少期からの生活習慣が生涯にわたる歯科口腔保健に影響を及ぼすことから、各ステージを経時的に捉えた早期からのアプローチを進めていく必要があります。

そこで、乳幼児期から高齢期にわたるすべてのライフステージごとの切れ目のない歯科保健対策を推進します。



② 定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

市民の誰もが必要な時、適切な時期に歯科検診や歯科医療を受ける必要があります。

障害や高齢により治療を受けにくい「障害者（児）」や「要介護者」「在宅療養者」をはじめ、必要とするすべての人にそれぞれの特性に応じた取り組みを進めます。

③ 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

本市の歯科口腔保健の状況は、県内ではむし歯や歯周病ともに有病率が高い状況にあることから、「むし歯は感染症」「歯周病は糖尿病や全身疾患への影響がある」をはじめ、「オーラルフレイル予防」など新たな視点についても、わかりやすく市民に啓発を進めていきます。

市民の誰もが歯と口の健康づくりが実践できるよう個人や地域、関係機関、行政が一体となり連携、協力できる社会環境の整備を進めます。

また、大規模な災害発生時の避難生活における口腔ケアや平時からの備えについて啓発を進めていきます。



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

豊橋市は、令和元年（2019）7月1日にSDG s未来都市に選ばれました。SDG sは国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

世界中の国が協力して、地球上のさまざまな問題を解決し、発展していくために定めたもので、地球上の誰一人として取り残さないことを目指しています。

基本理念

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進

～自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指して～

基本方針

1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援(ライコ-アプ-チ)

2 定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

3 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

基本方針別計画

(1) 乳幼児期における健全な歯と口腔機能の育成

(2) 学齢期におけるむし歯、歯肉炎の予防と口腔機能の育成

(3) 妊産婦における歯周病とむし歯の予防

(4) 成人期における歯周病、オーラルフレイルと歯の喪失予防

(5) 高齢期におけるオーラルフレイルと歯の喪失防止

(1) 障害者(児)・要介護高齢者・在宅療養者における受診したいときに受診できる環境づくり

(2) 必要とするすべての人に、口腔の健康状態を改善するための支援を提供

(1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

(2) 歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上

(3) 災害時の歯科口腔保健対策



第 5 章

基本方針別計画

基本方針別計画

基本方針 1

乳幼児から高齢者まで生涯を通じた
ライフステージごとの切れ目のない支援 (ライフコースアプローチ)

(1) 乳幼児期における健全な歯と口腔機能の育成

健康的な歯と口の成長を促すための歯みがきや、食生活の形成をはじめとした良好な歯科口腔衛生習慣の確立を目指します。

この時期の特徴

- ◆ 生後6か月頃から乳歯が生え始めます
- ◆ 2歳半から3歳でこどもの歯が生え揃います（乳歯列の完成）
- ◆ 食べる、話すなどの口腔機能が発達する時期です
- ◆ 歯の生え方にあった食事や歯みがきが必要です

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ むし歯にしないため、1歳のお誕生日になったら歯医者さんデビューをしましょう
- ◇ 最初の歯が生えたら、ガーゼみがきをはじめましょう
- ◇ 生えたての歯を守るため、歯医者さんでのフッ素塗布を活用しましょう
- ◇ 歯の生え方にあった食事を摂り、よくかんで食べる習慣を作りましょう
- ◇ 仕上げみがきの習慣を身につけましょう
- New ◇ 口の機能について理解し、「食べる」「飲みこむ」などの口の機能の基礎を作りましょう

関係機関が行うこと

〈歯科医療機関〉

- ◇ 定期的な歯科検診を勧奨します
- ◇ 仕上げみがきの方法やフッ素塗布の効果について保護者に伝えます
- ◇ 口の機能の発達の重要性について情報提供します

〈保育園・幼稚園・認定こども園〉

- ◇ 歯科健康教育の機会を持ち、その時期にあった啓発を行います
- ◇ パブリックケアとして有効なフッ素洗口事業を推進します

行政が行うこと

- ◇ むし歯にしないために、かかりつけ歯科医で定期的な歯科検診受診を勧奨します
- ◇ 0歳児からのむし歯予防について取り組みます
- ◇ 1歳6か月児歯科健診や3歳児歯科健診受診時に、むし歯予防の大切さや口の機能の獲得について啓発します
- ◇ 園職員等こどもに携わる人を対象に正しい知識の普及・啓発を行います
- New ◇ ICTを活用し、こどもの歯みがきの習慣化を促進します
- New ◇ かかりつけ歯科医のないこどもの受け皿として、2歳児歯科健診の受診勧奨をします

乳幼児期における指標

指標		現状	目標	
		R4年度	R11年度	R17年度
3歳児でむし歯のない者の割合の増加	3歳児	90.7%	93%	95%
3歳児で4本以上のう蝕のある者の割合の減少	3歳児	2.9%	2%	0%
フッ素洗口を実施している施設の割合の増加	保育園 幼稚園 認定こども園 小学校	58.6%	80%	100%
2歳児歯科健康診査受診率の増加	2歳児	51.9%	60%	65%
3歳児で口にためて飲み込まない、かまずに丸のみする児の割合の減少	3歳児	19.6%	17%	15%

「おロポカン」とはその名のとおりに、お口がポカンとあいている状態を指します。

「お口閉じようね」と注意しても、またすぐに開いてしまう場合、お子さんの不注意ではなく、他に原因があるかもしれません。



おロポカンのままにしておく

① むし歯や歯周病にかかりやすくなります

お口があいていると、口の中が渇いて唾液の分泌量が減ります。

唾液にはお口の中をきれいにする自浄作用や細菌の活動を抑制する抗菌作用がありますが、お口があいているとその働きが弱まり、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。また、においの原因となる細菌が増えて、口臭が強くなります。

② 風邪やインフルエンザにかかりやすくなります

お口があいていると、口呼吸をしていることが多いです。通常人間は鼻呼吸をしています。鼻呼吸の場合、鼻毛や鼻水で埃や花粉、ウイルスなどが肺に入らないような仕組みになっています。

口呼吸の場合、この仕組みがないため身体の中にダイレクトに入ってしまう、風邪やインフルエンザなどの感染症にかかりやすくなります。

お口が開いてしまう原因

- 口呼吸をしている
(鼻炎がありませんか)
- 舌が正しい位置になかったり、舌の悪い癖がある
- お口の周りの筋肉の力が弱く、口を閉じることができない
- 出っ歯や受け口など歯並びが悪く、口を閉じることができない

おロポカンを改善するには

歯並びが悪い場合は、歯科医院で矯正治療が必要な場合があります。

舌の悪い癖があったり、気がついたら口が開いている場合は、口周りや舌のトレーニングで改善される可能性が高いです。



(2) 学齢期におけるむし歯、歯肉炎の予防と口腔機能の育成

正しい知識の普及・啓発を行い、こどもたちが自ら、正しい歯みがきを行うなど健康習慣の形成を目指します。

この時期の特徴

- ◆ 乳歯から永久歯に生え変わる時期です
- ◆ 特に小学校3年生から4年生は、乳歯と永久歯が混在して生えているため、歯みがきが難しくむし歯や歯周病にかかりやすい時期です
- ◆ 成長するにつれ、食生活や睡眠など生活習慣の乱れや生理的な変化の影響を受け環境が悪化しやすいです

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上歯科医院を受診しましょう
- ◇ 毎食後の歯みがきを励行しましょう
- ◇ むし歯予防のため、フッ素入り歯みがき剤を活用しましょう
- ◇ 保護者はこどもの健康な歯と口の成長のために適切な食生活と仕上げみがきを行いましょう
- New ◇ 歯肉炎予防に必要な歯のみがき方やデンタルフロスなどの補助具の使い方を習得しましょう

関係機関が行うこと

〈歯科医療機関〉

- ◇ 定期的な歯科検診やフッ素塗布の効果について勧奨します

〈小学校〉

- ◇ パブリックケアとして有効なフッ素洗口事業を推進します

〈小学校・中学校〉

- ◇ 学校歯科健診でむし歯や歯肉炎が見つかった児童・生徒へ歯科医院への受診勧奨をします
- ◇ 給食後の歯みがきを可能な限り推進します

〈学校歯科医〉

- ◇ 学校保健委員会等の機会に歯科健康教育を実施します

行政が行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上歯科検診を受診するよう啓発します
- ◇ 学校と連携して、むし歯や歯周病予防を目的とした学校保健委員会や出前講座を実施します
- ◇ 学校と連携してフッ素洗口事業を推進します
- ◇ 歯と口の健康が全身の健康につながるについて啓発します
- New ◇ 歯肉炎予防に必要な歯のみがき方やデンタルフロスなどの補助具の使い方を啓発します

学齢期における指標

指標		現状	目標	
		R4 年度	R11 年度	R17 年度
学校歯科医の支援のもと、歯・口に関する健康教育を実施している小学校の割合の増加	小学校	78.8%	90%	100%
小学3年生で第1大臼歯がむし歯でない者の割合の増加	小学3年生	92.9%	94%	95%
中学1年生でむし歯のない者の割合の増加	中学1年生	83.3%	85%	90%
中学3年生で歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	中学3年生	3.8%	2%	0%
歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	18歳・19歳	—	減少	減少
フッ素洗口を実施している施設の割合の増加(再掲)	保育園 幼稚園 認定こども園 小学校	58.6%	80%	100%



フッ素とは自然界に広く分布している元素で、他の元素と結合したフッ素化合物（フッ化物）の形で存在しており、飲料水や海産物、肉、野菜、お茶などにも含まれている自然環境物質です。フッ素の活用方法は3つあります。



プロフェッショナルケア

フッ素塗布

歯科医院で受けられます。エナメル質表面に直接フッ化物を作用させることにより、歯の質に、むし歯に対する抵抗性を与えるやり方です。生えたての歯ほど、フッ化物が多く取り込まれ反応性も高く、繰り返しの塗布で効果が上がります。

セルフケア

フッ化物配合歯みがき剤の使用

現在市販されている歯みがき剤の90%以上にフッ化物が配合されています。1日2回以上使うと効果的です。むし歯予防としてフッ素の効果を期待するには、うがいは水で1回のみに行いましょう。



パブリックケア

フッ化物洗口（フッ素でぶくぶくうがい）

「フッ化物洗口」はぶくぶくうがいをしたら吐き出すだけなのでお口の中のフッ素の効果が持続します。乳歯から永久歯に生え変わる時期に、多くの子どもたちに対してむし歯予防の機会を平等に設けることができます。

(3) 妊産婦における歯周病とむし歯の予防

妊産婦の歯や口腔の健康を維持・向上させるとともに、次世代の歯・口腔の健康増進に努めます。

この時期の特徴

- ◆ 妊娠、出産などのライフイベントによって、ホルモンバランスの変化も大きく口腔内環境も変化しやすい時期です

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◆ 妊産婦歯科健診をきっかけに、かかりつけ歯科医を見つけましょう
- ◆ 妊産婦歯科健診を受診し、むし歯や歯周病があったら出産前までに治療をしましょう
- ◆ むし歯菌がこどもに垂直感染することを知り、パートナーやその他家族も口腔衛生管理をしましょう
- ◆ 口の機能が全身の健康に影響することを理解しましょう

関係機関が行うこと

〈歯科医療機関〉

- ◆ 妊産婦自身の口腔管理だけでなく、産まれてくるこどもの歯と口のケアについても指導します

〈事業所〉

- ◆ 歯科検診等受診しやすい環境づくりに努めます

行政が行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上歯科検診を受診するよう啓発します
- ◇ 母子健康手帳交付時に、なるべく妊婦の時に妊産婦歯科健診を受診するよう勧奨します
- ◇ こどものむし歯菌の感染予防のため、妊産婦だけでなくパートナーやその他家族へも歯科受診を勧奨します
- New ◇ こんにちは赤ちゃん訪問などの機会をとらえ、こどもの歯の生える時期や歯科受診のタイミングについて啓発します
- New ◇ 歯と口の健康が全身の健康につながることにについて啓発します

妊産婦における指標

指標		現状	目標	
		R4 年度	R11 年度	R17 年度
妊産婦で未処置歯を有する者の割合の減少	妊産婦	33.7%	25%	20%
妊産婦歯科健康診査受診率の増加	妊産婦	50.2%	55%	60%

column コラム



妊娠するとむし歯や歯周病になりやすくなる？

妊娠中は赤ちゃんにカルシウムを取られるからむし歯になるということはありません。

しかし、妊娠するとむし歯や歯周病になりやすくなります。特に妊娠初期はつわりの症状が出ることも多く、食事が満足に食べられなかったり、歯ブラシを口に入れるだけで気持ちが悪くなり、十分な歯みがきが出来なくなります。お口の中の清潔を保つことが難しくなり、むし歯や歯周病になります。

また、妊娠中はホルモンバランスの変化により炎症が起きやすくなります。きれいに磨いていても、歯ぐき（歯肉）が腫れやすくなります。（妊娠性歯肉炎）

歯みがきが難しい場合は、食後にうがいをするだけでも違いますのでお口をゆすぎましょう。洗口液を使ってみるのもよいでしょう。



(4) 成人期における歯周病、オーラルフレイルと歯の喪失予防

口腔機能を維持・向上させるため、歯科医院での検診や保健指導を積極的に受け、口腔機能の衰えを予防します。

この時期の特徴

- ◆ 職場で歯科検診を行っている事業所はまだまだ少ないため歯科検診の受診機会が少なく健康管理が個々に委ねられる時期です

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上歯科検診を受診し歯と口の健康を保ちましょう
- ◇ 毎日の歯みがきは、歯ブラシと併せ歯間ブラシ等補助具も使って行いましょう
- ◇ 市が行う歯周病検診や事業所検診など積極的に受診しましょう
- New ◇ 口の機能が全身の健康に影響することを理解しましょう
- New ◇ 口の機能を維持するために、口腔体操や唾液腺マッサージを行いましょう

関係機関が行うこと

〈事業所〉

- ◇ 健康診断の実施に加え、歯科受診の必要性についても啓発します

〈医療機関〉

- ◇ 生活習慣病予防の一環として、歯周病検診受診について勧奨します

〈歯科医療機関〉

- ◇ 年1回以上の歯科検診受診について勧奨します

〈薬局〉

- ◇ 歯周病は生活習慣病であることを啓発します

行政が行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上歯科検診を受診するよう啓発します
 - ◇ 歯周病検診を受診する市民を増やすため、未受診者勧奨を行います
 - ◇ 歯周病と全身疾患との関連について周知し、口の健康が全身の健康につながることを啓発します
- New ◇ オーラルフレイル（口の機能の衰え）が全身の不調に影響することについて啓発します



column コラム

オーラルフレイルを知っていますか??

歯やお口の病気と言うと、「むし歯」や「歯周病」がありますが、それに加えて加齢とともに進む「お口の衰え」があることが分かってきました。「お口の衰え」は、食べ物をかむ機能、飲みこむ機能の衰えのことで、「オーラルフレイル」と呼ばれています。

「お口の衰え」が進行するとフレイルと言われる全身の虚弱につながり、最終的には要介護や寝たきりの状態になると言われています。

フレイルは健康と機能障害（病気）の中間にあるものです。早めに気づき対処することで予防ができ、健康な状態に近づけることができます。

オーラルフレイル



成人期における指標

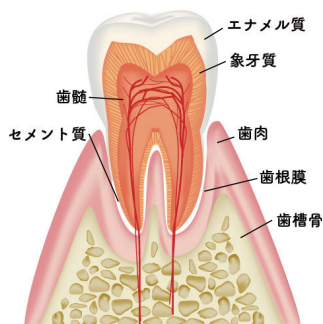
指 標		現状	目標	
		R4 年度	R11 年度	R17 年度
歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合の減少	20 歳	35.8%	33%	30%
	30 歳	46.8%	40%	30%
	40 歳	49.3%	40%	30%
	50 歳	55.6%	40%	30%
咀嚼良好者の割合の増加	50 歳・60 歳・70 歳	—	40%	80%
過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	20 歳代	47.4%	55%	60%
	30 歳代	58.1%	65%	70%
	40 歳代	58.9%	65%	70%
	50 歳代	58.7%	65%	70%
歯周病検診の受診率の増加	20 歳	10.6%	12%	15%
	30 歳	10.3%	12%	15%
	40 歳	8.6%	9%	10%
	50 歳	8.4%	9%	10%
20 歳以上で「オーラルフレイル」を知っている者の割合の増加	20 歳以上	17.3%	25%	30%
40 歳で喪失歯のない者の割合の増加	40 歳	97.0%	98%	100%

歯周病は、歯の周りの組織の病気です。原因は歯肉に細菌が感染して起きる炎症です。

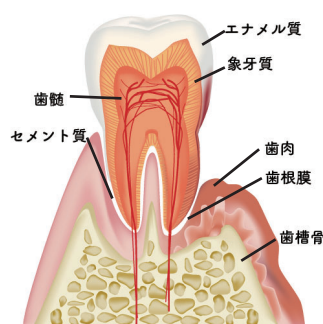
炎症が大きくなると、歯を支える骨（歯槽骨）が破壊されて歯がぐらぐらするようになり、最終的には歯が抜けてしまいます。

毎日の正しい歯みがき習慣と、かかりつけ歯科医での定期的な口腔管理（歯石除去など）で歯周病予防に努めましょう。

健康な歯肉

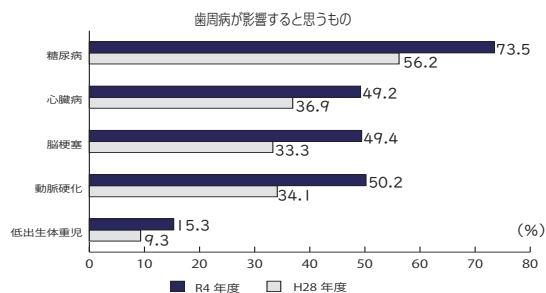


歯周病の歯肉



歯周病は、歯周病菌やその菌が産み出す毒素が血管から全身に送られることで悪影響があり、心臓血管疾患の原因、糖尿病の症状悪化、低体重児及び早産などへの関与が強くあると言われています。また、高齢者の肺炎と歯周病にも強い関連性があるとされています。

このように、歯周病は全身疾患に関係していることが分かってきました。歯周病の予防・治療を行うことで、全身の様々な病気のリスクを下げるのが可能です。日々の歯磨き・口腔ケアを見直し全身の健康につなげましょう。



資料：健康づくりに関するアンケート



(5) 高齢期におけるオーラルフレイルと歯の喪失防止

口腔機能低下によるフレイル予防のため、残存歯の喪失防止や口から食べることができる口腔機能の維持を目指します。

この時期の特徴

- ◆ 唾液の量が減少し、むし歯になりやすくなります
- ◆ 歯周病が進行し、自分の歯を失いやすい時期です
- ◆ 口の衰えが進み、「かむ」「飲み込む」機能の低下が起こりやすくなります

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、定期的にメンテナンスを受けましょう
- ◇ 市が行う歯周病検診や後期高齢者歯科健診を積極的に受診しましょう
- ◇ 口の機能が全身の健康に影響することを理解しましょう
- New ◇ 毎日の歯みがきに加え、口腔体操や唾液腺マッサージを行い口の機能の維持に努めましょう

関係機関が行うこと

〈歯科医療機関〉

- ◇ オーラルフレイル予防として、口腔機能のチェックや口腔体操や唾液腺マッサージを指導します

〈薬局〉

- ◇ 加齢や服薬の副作用等で口腔乾燥になることについて啓発します

行政が行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、定期的な口腔管理を行うことを啓発します
- ◇ しっかりかめる口の維持のため、義歯管理も含めた歯科受診を勧奨します
- ◇ オーラルフレイルについて、その概念と予防方法について広く周知します
- New ◇ 後期高齢者歯科健診を実施し、口腔機能低下を防止します

高齢期における指標

指標		現状	目標	
		R4 年度	R11 年度	R17 年度
60歳で歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合の減少	60歳	58.6%	50%	45%
過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	60歳代	63.4%	65%	70%
	70歳代	59.7%	65%	70%
80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合の増加	80歳	38.4%	45%	50%
60歳以上で口腔機能の低下が肺炎などの原因になることや、口腔機能の低下を防ぐことが介護予防につながることを知っている者の割合の増加	60歳以上	75.3%	80%	85%
76歳で後期高齢者歯科健診受診率の増加	76歳	14.8%	20%	30%
歯周病検診の受診率の増加	60歳	6.8%	8%	10%
	70歳	6.7%	8%	10%
60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60歳	92.6%	94%	95%
76歳で咀嚼良好者の割合の増加	76歳	85.8%	88%	90%

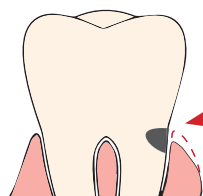
column コラム



根面むし歯って何??

歯ぐき（歯肉）は加齢とともに、下がってきます。すると、今まで歯ぐきの中にあっただ歯の根っこの部分が露出します。歯の根っこの部分のむし歯＝根面むし歯と言います。

歯の根っこの表面は歯の白い部分（エナメル質）よりも柔らかいので、むし歯になりやすくなっています。注意して歯みがきをしましょう。



根面むし歯

歯の根っこにできるむし歯

定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

特 性

〈障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者〉

- ◆ 障害があることにより、口腔内を清潔に保つことが難しいです
- ◆ 口の機能に障害がある場合は、むし歯や歯周病の治療が困難な状況もあるため、定期的な歯科検診や継続して口腔衛生管理が重要になります
- ◆ 障害や介護度によっては、痛みを訴えることが出来ない場合もあり配慮が必要です

〈必要とするすべての人〉

- ◆ 生活困窮等が理由で、歯科検診や歯科健康教育を受けられないことがあります

(1) 障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者における受診したいときに受診できる環境づくり

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上疾患予防を目的とした歯科受診をしましょう

関係機関が行うこと

- ◇ 訪問歯科医療が行える歯科医療機関の増加に努めます
- ◇ 医療、福祉、介護の連携を図り、協力体制を強化します

行政が行うこと

- ◇ 施設スタッフや、家族、介護者対象の口腔ケアに関する研修会を開催し、情報提供をします

(2) 必要とするすべての人に、 口腔の健康状態を改善するための支援を提供

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、年1回以上疾患予防を目的とした歯科受診をしましょう

関係機関が行うこと

- ◇ 医療、福祉、介護の連携を図り、協力体制を強化します

行政が行うこと

- ◇ 生活困窮者等支援を必要とするすべての人に、歯科検診や歯科健康教育を受けられるような体制を整えます



障害者（児）の歯科診療について

障害者（児）の歯科診療について患者さんの障がいに配慮した歯科治療が必要となります。

必要な配慮

- 知的な障害のある方には、診療室、スタッフ、器具や治療に慣れてもらいながら治療を進めます
- 治療中の姿勢を保つためにクッションを利用したり、安全の為に、体が不意に動き出さないようなコントロールを行います
- 治療の順番を伝える絵カードや視覚支援カードを利用することもあります
- 点滴注射や笑気ガスを吸ってもらい、リラックスした状態で治療を行います

むし歯は、放置しておくとも大きくなってしまい、麻酔をしたり、治療の回数も増えてしまいます。定期的に歯科受診をしましょう。



基本方針2における指標

指標	現状	目標	
	R4 年度	R11 年度	R17 年度
障害者（児）が利用する施設（入所）での過去1年間の歯科検診実施率の増加	50.0%	75%	90%
要介護高齢者が利用する施設（入所）での過去1年間の歯科検診実施率の増加	71.4%	75%	80%

基本方針 3

歯科口腔保健対策を 推進するために必要な社会環境の整備

(1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、歯と口の健康習慣を継続して行いましょう

関係機関が行うこと

〈歯科医師会、歯科医療機関〉

- ◇ 訪問歯科医療が行える歯科医療機関の増加に努めます
- ◇ 歯科検診受診の機会をとらえ、歯科保健指導を行います

行政が行うこと

- ◇ 市民の歯と口の健康意識の向上を図るため、「歯と口の健康週間（6/4～6/10）」や「いい歯の日（11/8）」の機会にイベントを開催し啓発をします

(2) 歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上

今後の取り組み

関係機関が行うこと

〈歯科医療機関〉

- ◇ 新たな歯科保健事業の実践マニュアル等説明会に積極的に参加します

行政が行うこと

- ◇ 新たな歯科保健に関する知識や技術の習得を図るため、研修会を開催します

(3) 災害時の歯科口腔保健対策

今後の取り組み

市民の皆さんが行うこと

- ◇ 市民向けに配布している”防災ガイドブック”を参考に、非常持出し袋に口腔衛生用品（歯みがき用具等）も準備しましょう

関係機関が行うこと

〈歯科医師会、歯科医療機関〉

- ◇ 有事に備え、防災訓練を実施し災害支援ができる体制づくりを行います

行政が行うこと

- ◇ 有事に備え、日頃より医療関係者や関係団体との密接な連携を図ります

平常時から実施している歯科口腔保健対策

防災ガイドブック



非常持出し品を準備しましょう!

- 家族3日分の食料・飲料水
- 貯金通帳・印鑑・現金(小銭)
- ヘルメット・防災ずきん・運動靴
- 健康保険証・運転免許証・権利証書
- ラジオ兼ライト(予備電池)
- 本人・家族の写真(最新のもの)
- 携帯電話・モバイルバッテリー及び充電器
- 筆記用具(油性ペンを含む)
- 毛布・寝袋・簡易ブランケット
- 作業用手袋(革手袋)
- ホイッスル(呼び笛)
- 救急薬品・常備薬・処方箋のコピー
- 衛生用品(歯磨き用具等)・生理用品
- ティッシュ・ウエットティッシュ・除菌アルコール
- タオル・下着類
- ナイフ・缶切り・マッチ・ライター
- 予備メガネ・コンタクトレンズ洗浄液
- 体温計・マスク

避難所における取り組み

■ 口腔ケアに関する啓発チラシ



年 月 日 ()

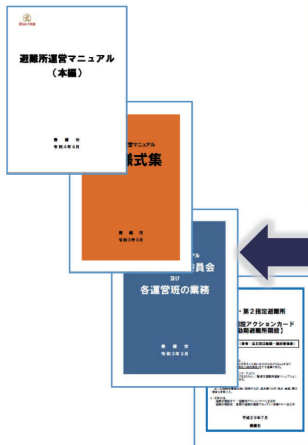
効果的のうがいをしましょう!

うがいは、優れた洗浄効果によって、口や鼻を冲刷して菌を洗い流すことにより、歯垢や歯石の付着を防ぐ効果があります。また、うがいによって、口の中がすっきりして気分転換もできます。口臭を防ぎ、虫歯や歯周炎を防ぐ効果も期待できます。

- 1 水またはうがい薬を口にふくみ、強く、クチュクチュしながら、2〜3回洗い流す。
- 2 今度は上を向いて、のどの奥のほうで10秒くらいうがうとうがいをします。
- 3 さらに、仕上げのうがいをします。

※ 歯磨き粉は、避難所開設BOXに備わっています。歯磨き粉が不足している場合は、避難所開設BOXに備わった歯磨き粉を補充してください。

■ 避難所運営マニュアル内【保健・衛生班】口腔ケア等の実施



豊橋市避難所運営マニュアル 各運営班の業務 (保健・衛生班)

保健・衛生班の業務6	実施時期	展開期〜
健康管理		
(1) 感染症の予防		
<ul style="list-style-type: none"> □ 集中型や感染症が流行しないよう「各種啓発チラシ」などを配布・掲示して、注意を呼びかける。 □ 「換気」を徹底させる。 □ 「消毒」を徹底させる。 □ 「マスク」の着用を徹底させる。 □ 「手洗い」を徹底させる。 		
(2) エノミークラス症候群の予防 (屋外支援班と連携)		
<ul style="list-style-type: none"> □ 車中泊や建物の外で生活している人がいたら、エノミークラス症候群や車の排ガスによる健康被害防止の注意喚起を行う。本人の意思で車中泊を続ける場合は、各種啓発チラシを活用してエノミークラス症候群などの注意を呼びかける。 □ 「換気」を徹底させる。 □ 「消毒」を徹底させる。 		
(3) 健康維持のための運動 (倉庫改修や口腔ケア、体操など)		
<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所利用者の健康維持のため、管轄の保健所などと連携し、食生活改善や口腔ケアの指導、避難所内でできる簡単な体操や運動を実施する。また、必要に応じて体操やリハビリテーションの時間を設ける。 		
(4) 避難所を運営する側の健康管理		
<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営者も、交代制など無理のない範囲で業務に参画し、失事や避難がしっかりとれるようするなど、健康状態にも気を配ること。 		

第

6

章

計画の推進にあたって

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

歯と口の健康づくりの取組みは、保健、医療、福祉、教育などの施策と深く関連するため、関係部局と相互に連携を図りながら取り組むとともに、家庭、地域、学校、企業、ボランティア、行政など各種団体が協議・連携しながら基本理念の実現に向けて推進していきます。

また、今後、国、県において実施される歯と口の健康づくりに関する様々な施策や社会環境の変化を受けて、本市において対応すべき課題も刻々と変化していくことが予想されます。このような状況に対応するため、適時適切に新しい課題への検討を進めるとともに、柔軟な対応をしていきます。

2 計画の進捗管理

計画をより実効性のあるものとして推進していくため、指標を始め、基本方針別計画の進捗状況を把握しながら取組みを進めていきます。

また、公衆衛生の向上及び市民の健康と福祉の増進について、市民協働参画で協議する場である豊橋市健幸なまちづくり協議会、豊橋市健幸なまちづくり協議会歯科保健推進部会などで計画の進捗管理、分析、評価を毎年度行い、効率的かつ着実に推進していきます。

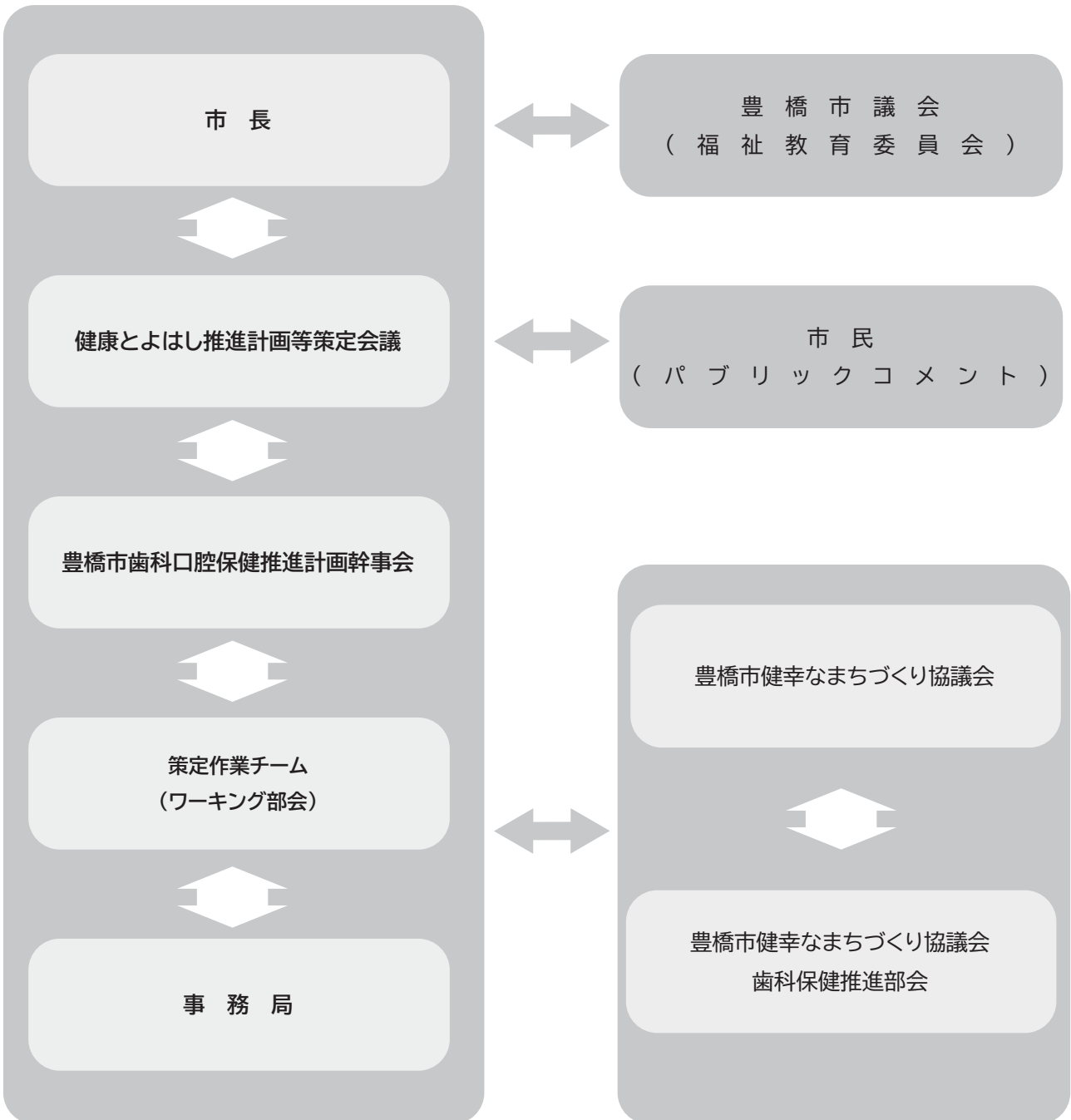


資料編

資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定組織図



(2) 豊橋市健幸なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、健幸なまちづくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市民の健康づくりのための基本となる事項を定めることにより、市、市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者が相互に連携して、健幸なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸 市民が生きがいや希望を持ちながら、健康で安心して暮らすことのできる状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (3) 地域団体 市内で活動を行う営利を目的としない団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 健幸なまちづくりは、市民の誰もが住んでいるだけで、生きがいや希望を持ちながら、健康で安心して暮らすことができるまちを実現するため、市、市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者が相互に連携を図りつつ、市民の主体的な意思による健康づくりを推進することを基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する施策を実施するものとする。
2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、国及び県との連携を図るとともに、市民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者に協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、健康づくりに関し、知識及び理解を深め、その活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第6条 地域団体は、その活動に当たっては、健康づくりに配慮するとともに、市民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その使用する労働者が健康づくりに取り組むことができる環境の整備に努めるものとする。





(保健医療等関係者の責務)

第8条 保健医療等関係者は、保健指導、健康診断、予防接種等の保健医療に関する正しい情報を提供し、市民が保健医療に係るサービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、市が健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第9条 市、地域団体、事業者及び保健医療等関係者は、相互に連携を図りつつ、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民一人一人の健康に関する意識を高め、市民の主体的な行動を促すための取組に関すること。
- (2) 市民が健康について必要とする情報の提供に関すること。
- (3) 市民の健康づくりに関するサービスの提供及び基盤整備に関すること。
- (4) 健幸なまちづくりについての理解を深めるための普及啓発に関すること。
- (5) 健康に関する教育の推進及び人材の育成に関すること。
- (6) 生涯を通じた学習、スポーツ活動及び文化活動の機会の確保その他必要な支援に関すること。

(計画の策定)

第10条 市は、健幸なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民の健康づくりの推進に関する計画を定めるものとする。

(健幸なまちづくり協議会)

第11条 市、地域団体、事業者及び保健医療等関係者が相互に連携を図りつつ、健幸なまちづくりを円滑に推進するため、及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づく運営協議会として、豊橋市健幸なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、健幸なまちづくり又は地域保健に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 豊橋市健幸なまちづくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市健幸なまちづくり条例（平成 30 年豊橋市条例第 38 号）第 11 条第5項の規定に基づき、豊橋市健幸なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健幸なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 健康、母子保健、歯科口腔その他健幸なまちづくりに関する計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 地域保健及び保健所の運営に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



区分	氏名	所属団体
会長	山本 和彦	一般社団法人 豊橋市医師会
副会長	加藤 正美	一般社団法人 豊橋市歯科医師会
委員	石黒 佳子	一般社団法人 豊橋市薬剤師会
//	河合 正治	豊橋市獣医師会
//	山下 克也	独立行政法人 国立病院機構豊橋医療センター
//	浦野 文博	豊橋市民病院
//	佐藤 善彦	愛知県食品衛生協会豊橋支部
//	若林 正治	豊橋生活衛生同業組合連合会
//	藤原 恭子	豊橋市食生活改善協議会
//	明田 千恵美	豊橋市立小中学校長会
//	佐々木 裕子	豊橋市民生委員児童委員協議会
//	古川 尋久	社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会
//	今川 智嗣	豊橋市老人クラブ連合会
//	河合 正純	豊橋商工会議所
//	内藤 美子	JA 豊橋女性部会
//	鈴木 清博	豊橋市自治連合会
//	小野 全子	公益財団法人 豊橋市国際交流協会
//	尼崎 光洋	愛知大学地域政策学部



(4) 豊橋市健幸なまちづくり協議会歯科保健推進部会運営要領

(設置)

第1 豊橋市健幸なまちづくり協議会規則第6条の規定に基づき、歯科保健対策を推進するため、歯科保健推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(協議事項)

第2 部会は、次の事項を協議する。

- (1) 歯科保健事業に関すること。
- (2) 豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 部会は、次に掲げる組織に属する者で構成する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 学校関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関
- (6) その他部会長が適当と認めた者

(部会長及び副部会長)

第4 部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、開催する。

- 2 会議の議長は、原則として部会長とする。ただし、協議の内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- 3 部会長は、協議の内容に応じて、委員以外の学識経験者等の必要な者を出席させることができる。

(会議等の公開)

第6 部会の会議は、原則公開とする。ただし、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条第1項各号に規定する非公開情報（以下単に「非公開情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

2 部会の会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、これらに非公開情報が記録されている場合は、当該部分は非公開とする。

(報告)

第7 部会の会議での決定事項及び協議結果は、直近の豊橋市健幸なまちづくり協議会の会議に報告するものとする。



(記録の保管)

第8 部会長は、部会の会議の記録を整備し、これを適切に保管する。

(庶務)

第9 部会の庶務は、健康部健康増進課において処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和元年6月17日から施行する。

豊橋市健幸なまちづくり協議会歯科保健推進部会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属団体
部会長	嶋崎 義浩	愛知学院大学歯学部
副部会長	藤城 治義	豊橋市歯科医師会
委員	河合 泰典	豊橋市医師会
//	林 彰久	豊橋市薬剤師会
//	清水 里子	愛知県歯科衛生士会三河東部支部
//	石黒 節子	豊橋市東部地域包括支援センター



2 豊橋市歯科口腔保健推進条例

平成28年3月29日施行

(目的)

第1条 この条例は、口腔の健康が市民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たしていること等に鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び県との連携を図るとともに、次に掲げる者に協力を求めて、地域の状況を考慮するものとする。

- (1) 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者及びこれらの者で組織する団体（以下「歯科医療等関係者」という。）
- (2) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの及びこれらの者で組織する団体（歯科医療等関係者を除く。以下「保健医療等関係者」という。）

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第4条 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。この項において同じ。）に資するよう、相互に、及び保健医療等関係者との緊密な連携を図りつつ、適切に歯科医療等業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健に資するよう、相互に、及び歯科医療等関係者との緊密な連携を図りつつ、歯科口腔保健に資する取組を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。





(事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する労働者の歯科口腔保健に資するよう、定期的な歯科検診、必要に応じた歯科保健指導その他の歯科口腔保健に資する取組を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進に必要な施策
- (2) 定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨に必要な施策
- (3) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること、又は歯科医療を受けることが困難なものが、これらを受けることができるようにするために必要な施策
- (4) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置、歯科保健指導の充実その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策
- (6) 災害時における歯科口腔保健のための措置に関する施策
- (7) 歯科医療等関係者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

(計画の策定)

第8条 市長は、前条に定める基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

3 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例

平成25年3月29日
改正 令和 5年3月22日

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 責務と役割（第三条 - 第七条）
- 第三章 基本的事項（第八条 - 第十一条）
- 第四章 雑則（第十二条）

附則

歯と口の健康は、食べる、話す、表情をつくるなどの機能を支えることはもとより、生活習慣病や要介護状態となることの予防など、全身の健康の保持増進につながるものが近年の研究で明らかとなっていることから、オーラルフレイル対策は、全身の健康状態を改善するだけでなく、健康寿命の延伸に大きく寄与することとなる。

このため、県民一人一人が生涯にわたって日常生活において自ら進んで、う蝕、歯周病、口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見、早期治療等の歯と口の健康づくりに取り組むとともに、社会全体としてもその取組を支援し、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの特性等を踏まえた、生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりに関する施策を展開していくことが重要である。

こうした認識の下、県民の歯と口の健康に関する格差の解消に向けて、本県が発祥の地であり、多年にわたり取り組まれてきた八〇二〇運動の推進をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策を一層推進するため、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯と口の健康が県民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の趣旨を踏まえ、歯と口の健康づくりに関し、県の責務等を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって八十歳で自分の歯を二十本以上保つことの実現等を通じて、健康寿命の延伸その他の県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口の健康づくり 歯と口腔の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- 二 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）（以下「歯科検診」という。）、歯科保健指導又は歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- 三 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、教育等に係る職務に従事する者であって、歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療関係者を除く。）をいう。
- 四 オーラルフレイル 適切な対応を怠ると心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能が虚弱であることをいう。
- 五 八〇二〇運動 八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動をいう。





第二章 責務と役割

(県の責務)

第三条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民の歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるよう努めなければならない。

3 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、歯科医療関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めなければならない。

4 県は、市町村が行う歯と口の健康づくりに関する施策の効果的な推進を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、県、歯科医療関係者、保健医療等関係者等と連携を図りながら、歯科検診の実施をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(歯科医療関係者及び保健医療等関係者の役割)

第五条 歯科医療関係者は、県民の歯と口の健康づくりの推進のため、良質かつ適切な歯科検診、歯科保健指導及び歯科医療を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、健全な生活習慣の指導、食育その他の県民の歯と口の健康づくりに資する取組の推進に努めるものとする。

3 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、それぞれの業務において、他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

4 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるとともに、正しい知識を持つこと、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科疾患等の予防に向けた取組を行うとともに、健全な食生活習慣を身に付けること並びに定期的な歯科検診並びに必要な応じた歯科保健指導及び歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら進んで歯と口の健康づくりに努めるものとする。

2 保護者は、その監護する子どもの歯と口の健康状態に注意し、歯科疾患の予防に向けて取り組むとともに、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、従業員の定期的な歯科検診並びに必要な応じた歯科保健指導及び歯科医療を受ける機会の確保その他の歯と口の健康づくりに関する取組の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章 基本的事項

(基本的施策)

第八条 県は、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの特性等を踏まえた、県民の生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりに向けて、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 県民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性をはじめとする歯と口の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する施策

二 市町村が実施する歯科検診の促進及び歯科保健指導の充実のための施策

三 乳幼児期から高齢期までの次に掲げるライフステージの区分に応じ、それぞれその特性を踏まえた次に掲げる施策



- イ 乳幼児期 口腔の育成及び嚥下等に係る口腔機能の獲得を図るための施策
- ロ 学齢期 学校教育等における歯と口の健康づくりに必要な健康教育の実施、フッ化物応用等による蝕予防及び歯肉炎予防を図るための施策
- ハ 成人期 歯周病の予防及び改善並びに妊産婦の歯科検診の受診の促進を図るための施策
- ニ 高齢期 歯の喪失予防に必要な良好な口腔衛生の確保及びオーラルフレイルの予防を図るための施策
- 四 山間地、離島等の十分な歯科医療を受けることが困難な地域における歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 五 障害のある者及び医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児をいう。）に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 六 介護を必要とする者等の在宅歯科医療（居宅又は施設における歯科医療をいう。）を必要とする者に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 七 災害発生時における迅速な歯科保健医療の提供体制の確保のための施策
- 八 糖尿病等の生活習慣病、要介護状態となることその他全身合併症の予防及び改善のための多職種との連携体制の強化のための施策
- 九 喫煙による歯と口の健康への悪影響を防止するための施策
- 十 歯科検診を通じ、保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための施策
- 十一 歯科医療関係者の人材育成を図るための施策
- 十二 県民の歯と口の健康づくりの状況に関し、調査及び分析を行い、並びにその成果の普及を図るための施策
- 十三 前各号に掲げるもののほか、県民の歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策

（基本計画）

- 第九条 県は、前条の施策（以下「基本的施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第十三条第一項の基本的事項として、基本計画を定めるものとする。
- 2 前項の基本計画は、県民の歯と口の健康づくりに関する基本方針、目標、基本的施策その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 県は、第一項の基本計画における基本的施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて同項の基本計画の見直しを行うものとする。
- 4 県は、第一項の基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、歯と口の健康づくりの推進に関し必要な協議を行うための協議会、市町村その他の関係者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（実態調査）

- 第十条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基本的資料とするため、おおむね五年ごとに、歯科疾患の罹患状況等に関する実態調査を行うものとする。
- 2 県は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を公表するとともに、歯と口の健康づくりに関する施策及び前条第一項の基本計画に反映させるものとする。

（八〇二〇運動）

- 第十一条 県は、市町村、歯科医療関係者、保健医療等関係者、関係団体、事業者等と幅広く連携し、

歯と口の健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるため、八〇二〇運動を県民運動として推進するものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置等)

第十二条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



4 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日号外法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する



知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一十一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。
2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



豊橋市歯科口腔保健推進計画（第2次）

令和6年3月

発行

豊橋市

編集

豊橋市健康部 保健所健康増進課

〒441-8539 豊橋市中原町字中原 100 番地

電話 (0532)39-9171 FAX (0532)38-0770

電子メール kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp